総務委員会規程

第1章 総

第1条 一般社団法人滋賀県卓球協会(以下「協会」)規約第17条第1項および第2項の規程に基づき 総務委員会

(以下「委員会」)を設け組織および運営に関し必要な事項を定める。

第2章

- 第2条 委員会は、次の事業を処理する。
 - (1)協会規約第4条の事業に必要な資金を調達すること。
 - (2)協会機関誌の発行に関すること。
 - (3)卓球関係功労者の表彰に関すること。
 - (4)慶弔見舞いに関すること。
 - (5)その他会長が指定する事項を審議処理すること。

組 織 第3章

第3条 委員会は、協会理事会の選出する委員若干名をもって組織する。

第4章 役

第4条 委員会に次の役員をおく。

委員長1名 副委員長1名

- 第5条 委員長及び副委員長は、協会会長が協会常任理事会の意見を聴き委嘱する。
- 第6条 委員長は、委員会を代表し、委員会の会務を掌理する。
- 第7条 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときまたは委員長が欠けたときは、その職務 を代行する。
- 第8条 委員および役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

委 員 会 第5章

- 第9条 委員会の事業の基本方針その他重要事項については、委員会において決定し、協会理事会の 承認を受けなければならない。
- 付 則 この規程は、昭和55年4月1日施行

平成30年4月15日一部改正 令和3年4月1日一部改正

競技委員会規程

総 第1章 텕

第1条 一般社団法人滋賀県卓球協会(以下「協会」)規約第17条第1項および第2項の規程に基づき 競技審判 委員会(以下「委員会」)を設け組織および運営に関し必要事項を定める。

> 第2章 事

- 第2条 委員会は、つぎの事業を処理する。
 - (1)協会が主催および主管する競技会に関すること。
 - (2)県民体育大会卓球競技に関すること。
 - (3)その他前各号に関連する事項。

第3章 組

第2条 委員会は、協会理事会の選出する委員若干名をもって組織する。

第4章 役

第4条 委員会に次の役員をおく。

副委員長1名 委員長1名

- 第5条 委員長及び副委員長は、協会会長が協会常任理事会の意見を聴き委嘱する。
- 第6条 委員長は、委員会を代表し、委員会の会務を掌理する。
- 第7条 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときまたは委員長が欠けたときは、その 職務を代行する。
- 第8条 委員および役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

第5章 委員会

- 第9条 委員会の事業の基本方針その他重要事項については、委員会において決定し、協会理事会の承 認を受けなければならない。
- 付 則 この規程は、昭和55年4月1日施行

平成19年4月1日一部改正 平成23年4月1日一部改正 平成30年4月15日一部改正

審判委員会規程

第 1 章 総

一般社団法人滋賀県卓球協会(以下「協会」)規約第17条第1項および 第1条 第2項の規 程に基づき競技審判委員会(以下「委員会」)を設け組織 および運営に関し必要事項を定める。

第2章

- 委員会は、次の事業を処理する。 第 2 条
 - (1)協会が主催および主管する競技会の審判に関すること。
 - (2)審判講習会に関すること。
 - (3)その他前各号に関連する事項。

第3章 組

第 2 条 委員会は、協会理事会の選出する委員若干名をもって組織する。

> 第 4 章 役 員

- 第4条 委員会に次の役員をおく。
 - 委員長1名 副委員長1名
- 第 5 条 委員長及び副委員長は、協会会長が協会常任理事会の意見を聴き委嘱
- 委員長は、委員会を代表し、委員会の会務を掌理する。 第 6 条
- 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときまたは委員長が欠 第7条 けたときは、その職務を代行する。
- 委員および役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。 第8条

第5章 委 員 会

- 委員会の事業の基本方針その他重要事項については、委員会におい決定 第 9 条 し、協会理事会の承認を受けなければならない。
- この規程は、平成23年4月1日施行 付 則

平成30年4月15日一部改正 令和3年4月1日一部改正

普及強化委員会規程

第1章 総 則

一般社団法人滋賀県卓球協会(以下「協会」)規約第17条第1項および第 第1条 2項の規程に基づき普及委員会(以下「委員会」)を設け組織および運営に 関し必要な事項を定める。

第 2 章

- 第 2 条 委員会は、次の事業を処理する。
 - (1)加盟団体の育成ならびに普及活動の強化に関すること。
 - (2)地域および職場における指導者の育成および活用に関すること。
 - (3)卓球教室に関すること。
 - (4)選手強化対策を計画立案し、その推進と指導にあたること。
 - (5)選手強化に必要な施設、器具用具の設備計画および利用に関するこ
 - (6)選手強化に必要な各種調査研究に関すること。
 - (7)全日本卓球選手権大会等に県を代表する選手、役員を選考して、選 手団を編成し、参加させること。
 - (8) その他選手強化に必要な事業。

第 3 章 組

委員会は、協会理事会の選出する委員若干名をもって組織する。 第3条

> 第 4 章 役

第4条 委員会に次の役員をおく。

> 副委員長4名 委員長1名

第 5 条 委員長及び副委員長は、協会会長が協会常任理事会の意見を聴し委嘱 する。

- 第6条 委員長は、委員会を代表し、委員会の会務を掌理する。
- 第7条 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときまたは委員長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 第8条 委員および役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

第5章 委員会

- 第9条 委員会の事業の基本方針その他重要事項については、委員会において決 定し、協会理事会の承認を受けなければならない。
- 付 則 この規程は、昭和55年4月1日施行平成19年4月1日一部改正平成30年4月15日一部改正令和3年4月1日一部改正

レディース委員会規程

第1章 総 則

第1条 一般社団法人滋賀県卓球協会(以下「協会」)規約第17条第1項および第 2項の規程に基づきレディース委員会(以下「委員会」)を設け組織および 運営に関し必要な事項を定める。

第2章 事 業

- 第2条 委員会は、次の事業を処理する。
 - (1)県内レディースの大会に関すること。
 - (2)レディースの普及と親睦に関すること。
 - (3)その他レディースの試合等に関すること。

第3章 組 織

第3条 委員会は、協会理事会の選出する委員若干名をもって組織する。

第4章 役 員

第4条 委員会に次の役員をおく。

委員長1名 副委員長2名

- 第5条 委員長及び副委員長は、協会会長が協会常任理事会の意見を聴き委嘱する。
- 第6条 委員長は、委員会を代表し、委員会の会務を掌理する。
- 第7条 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときまたは委員長が欠け たときは、その職務を代行する。
- 第8条 委員および役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

第5章 委員会

- 第9条 委員会の事業の基本方針その他重要事項については、委員会において決定 し、協会理事会の承認を受けなければならない。
- 付 則 この規程は、平成 4年9月19日施行平成30年4月15日一部改正令和3年4月1日一部改正

マスターズ委員会規程

第1章 総 則

第1条 一般社団法人滋賀県卓球協会(以下「協会」)規約第17条第1項および第2項の規程に基づきマスターズ委員会(以下「委員会」)を設け組織および運営に関し必要な事項を定める。

第2章 事 業

- 第2条 委員会は、つぎの事業を処理する。
 - (1)県内マスターズの大会に関すること。
 - (2)マスターズの普及と親睦に関すること。
 - (3)その他マスターズの試合等に関すること。

第3章 組 織

第3条 委員会は、協会理事会の選出する委員若干名をもって組織する。

第4章 役 員

第4条 委員会に次の役員をおく。

委員長1名 副委員長2名

- 第5条 委員長及び副委員長は、協会会長が協会常任理事会の意見を聴き委嘱する。
- 第6条 委員長は、委員会を代表し、委員会の会務を掌理する。
- 第7条 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときまたは委員長が欠けたときは、その 職務を代行する。
- 第8条 委員および役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

第5章 委員会

- 第9条 委員会の事業の基本方針その他重要事項については、委員会において決定し、協会理事会 の承認を受けなければならない。
- 付 則 この規程は、平成 6年4月2日施行

平成30年4月15日一部改正 令和3年4月1日一部改正

クラブ委員会規程

第1章 総 則

第1条 一般社団法人滋賀県卓球協会(以下「協会」)規約第17条第1項および第2項の規程に基づき クラブ委員会(以下「委員会」)を設け組織および運営に関し必要な事項を定める。

第2章 事 業

- 第2条 委員会は、次の事業を処理する。
 - (1) 県内クラブチームの普及と親睦に関すること。
 - (2) 県クラブ・リーグに関すること。

第3章 組 織

第3条 委員会は、協会理事会の選出する委員若干名をもって組織する。

第4章 役 員

第4条 委員会に次の役員をおく。

委員長1名 副委員長4名 委員 若干名

- 第5条 委員長及び副委員長は、協会会長が協会常任理事会の意見を聴き委嘱する。
- 第6条 委員長は、委員会を代表し、委員会の会務を掌理する。
- 第7条 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときまたは委員長が欠けたときは、その職 務を代行する。
- 第8条 委員および役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

第5章 委員会

- 第9条 委員会の事業の基本方針その他重要事項については、委員会において決定し、協会理事会の 承認を受けなければならない。
- 付 則 この規程は、平成15年4月20日施行

平成30年4月15日一部改正

ホープス委員会規程

第1章 総 則

第1条 一般社団法人滋賀県卓球協会(以下「協会」)規約第17条第1項および第2項の規程に基づき、ホープス委員会(以下「委員会」)を設け組織および運営に関し必要な事項を定める。

第2章 事 業

- 第2条 委員会は、次の事業を処理する。
 - (1) 県内ホープス、カブ、バンビの大会に関すること。
 - (2) ホープス、カブ、バンビの強化および試合等に関すること。
 - (3) ホープス、カブ、バンビの普及に関すること。

第3章 組 織

第3条 委員会は、協会理事会の選出する委員若干名をもって組織する。

第4章 役 員

第4条 委員会に次の役員をおく。

委員長 1名 副委員長 2名

- 第5条 委員長および副委員長は、協会会長が常任理事会の意見を聴き委嘱する。
- 第6条 委員長は委員会を代表し、委員会の会務を掌握する。
- 第7条 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときまたは委員長が欠けたとき、その職務を 代行する
- 第8条 役員および委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

第5章 委員会

- 第9条 委員会の事業の基本方針その他重要事項については、委員会において決定し、協会理事会の 承認を受けなければならない。
- 付 則 この規程は平成17年4月10日施行

平成30年4月15日一部改正

令和3年4月1日一部改正

ラージボール委員会規程

第1章 総 則

第1条 一般社団法人滋賀県卓球協会(以下「協会」)規約第17条第1項および第2項の規程に基づき、 ラージボール委員会(以下「委員会」)を設け組織および運営に関し必要な事項を定める。

第2章 事 業

- 第2条 委員会は、次の事業を処理する。
 - (1) 県内ラージボールの大会に関すること。
 - (2) ラージボールの普及と親睦に関すること。
 - (3) その他ラージボールの試合に関すること。

第3章 組 織

第3条 委員会は、協会理事会の選出する委員若干名をもって組織する。

第4章 役 員

第4条 委員会に次の役員をおく。

委員長 1名 副委員長 2名 委員 若干名

- 第5条 委員長および副委員長は、協会会長が協会常任理事会の意見を聴き委嘱する。
- 第6条 委員長は委員会を代表し、委員会の会務を掌握する。
- 第7条 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときまたは委員長が欠けたとき、その職務を 代行する
- 第8条 役員および委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

第5章 委員会

- 第9条 委員会の事業の基本方針その他重要事項については、委員会において決定し、協会理事会の 承認を受けなければならない。
- 付 則 この規程は平成25年4月14日施行

平成30年4月15日一部改正

一般社団法人滋賀県卓球協会表彰規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人滋賀県卓球協会(以下「協会」という)規約第26条に基づき滋賀県卓球競技の振興に関し、功績のあった者を表彰する事を目的とする。

(対象)

第2条 この表彰の対象となる者は、卓球競技において優秀な成績をあげた者および滋賀県卓球界の 振興発展に寄与した者とする。

(候補者の推薦)

第3条 候補者は、会長および協会加盟団体ならびに関係諸団体から推薦のあった者とする。 (選考基準)

- 第4条 卓球競技において優秀な成績をあげた者とは、近畿大会以上の大会で優秀な成績をおさめた 者とする。
 - 2 滋賀県卓球界の振興発展に寄与した者とは、協会の役員、審判員、および社会体育、学校体育の卓球競技において永年努力し、個人またはグループの組織の育成強化および技術の向上に顕著な功績のあった者とする。

(選 考)

第5条 被表彰候補者の選考は総務委員会の報告に基づき会長の委嘱した委員によって行なう。

(決定)

第6条 被表彰候補者の決定は、前条の委員の選考結果の報告に基づき、会長が行なう。

(内 容)

第7条 表彰は、表彰状ならびに記念品を贈るものとする。

(細 則)

第8条 この規約に定めるもののほか必要な事項は会長が定める。

付 則 この規程は、昭和55年4月1日施行。

一般社団法人滋賀県卓球協会表彰選考基準

- 1. 功労者
 - (1)年齢は、満45歳以上の者とする。
 - (2)協会の役員、審判歴が10年以上の者とする。
 - (3)個人またはグループの組織の育成強化および技術向上に特に顕著な功績のあった者とする。
 - (4) その他本協会のために特に功績が顕著であると認められた者とする。
- 2. 成績優秀者
 - (1)日本卓球協会主催および主管する全国大会においてランキング入りした者及び団体とする。
 - (2)近畿大会等で上位(3位)入賞者および団体とする。
 - (3)全日本代表選手として、国際試合に出場した者とする。
 - (4)上記に準ずる成績であると認められる者とする。
 - ☆上記規程に基づいて、下記のように申し合わせ事項を定める。
 - (1)協会の役員:下記の役員で実際に活動したものを対象とし、その期間を下記のとおり定める。

①会 長: 5年以上 ②副会長:10年以上

③理 事 長: 3年以上 ④副理事長: 5年以上

⑤常任理事:10年以上 ⑥理 事:15年以上

- (2)協会の審判員:公式試合実働10年以上
- (3)協会の組織の育成と競技力向上に顕著な成績のあった者

①実業団:責任者(監督、コーチ等)として全国大会5回以上

②クラブ:責任者(監督、コーチ等)として全国大会5回以上

③高体連:責任者(監督、コーチ等)として全国大会3回以上

④中体連:責任者(監督、コーチ等)として全国大会3回以上

(4) その他

特定の全国大会に功績のあった者には感謝状を授与する。

☆その他規程に関わる留意点

(1) 規程第3条 (候補者の推薦)

毎年、別紙の様式に従って、12月末までに推薦の申し出があったものを対象とする。 推薦は会長、総務委員会および協会加盟団体の責任者が行なう。

(2) 規程第5条(選考)

毎年、1月に総務委員会において選考する。

- (3)表彰は毎年、県選手権大会(2月上旬)に行なう。
- (4) 歴年の表彰者名簿を事務局で作成し、保管する。

一般社団法人滋賀県卓球協会事務処理規程

第1章 総 則

(総 則)

第1条 この規約は、一般社団法人滋賀県卓球協会(以下「協会」という)規約第26条の規程に基づき協会の事務処理に必要な事項を定めるものとする。

第2章 事務の専決

- 第2条 副会長、理事長は、会長の権限に属する専務のうち別表第1に掲げるものを専決すること ができる。
 - 2 専決すべきものにおいて、前項に規程する事務が重要であるもの異例のもの、または疑義があるときは、前項の規定に関わらず上司の指示を受けて処理しなければならない。

第3章 文 書

(収受および発送)

- 第3条 事務局に到着した文章および物品は、事務局長において収受する。
 - 2 事務局から発送する文章および物品は、事務局長において行うものとする。

(記号および番号)

第4条 文章には、「滋卓協」の記号を付し、事務局備え付けの文章処理簿による会計年度ごとの 一連番号を付けなければならない。ただし、軽易な文章についてはこの限りではない。

(発信者名)

第5条 文章の発信者名は、会長名を用いる。

(決裁区分)

- 第6条 起案に当たっては、文章の所定の欄に次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める 決裁区分を付けなければならない。
 - (1) 会長が決裁すべきもの甲。
 - (2) 副会長が専決すべきもの乙。
 - (3) 理事長が専決すべきもの丙。

(編さんおよび保存)

第7条 施行を完了した文章は、事務局において編さんし、理事長が指示する日まで保存しなけれ ばならない。

第4章 公 印

(公印)

第8条 事務局で使用する公印の種類等は、別表第2のとおりとする。

2 前項に定める公印の管守は、事務局長が行うものとする。

(費用弁償) 第5章 費用弁償

第9条 役員等が、会務のため旅行したときは、その旅行の費用を弁償する。

第6章 財務

(予算編成方針)

第10条 理事長は、予算を編成しようとするときは、あらかじめ会長の意向を受けて予算編成方針 をたて、事務局長に指示しなければならない。

(予算見積書)

- 第11条 事務局長は、前条の予算編成方針に基づき、予算の見積に関して書類を作成し、理事長に 提出しなければならない。
 - 2 前項に定める予算の見積に関する書類、提出期日等は、理事長が別に定める。

(予算案の作成)

第12条 理事長は、前条の規定により提出を受けたときは、必要な調整を行って予算案を作成し、 会長の決裁を受けなければならない。

(予算の補正)

第13条 理事長は、予算の確定後に生じる事由に基づいて概定の予算に追加、その他変更を加える 必要が生じたときは、あらかじめ会長の承認を受けなければならない。

(会計事務の委任)

第14条 出納及びその他の会計事務は事務局長に委任する。

(金融機関の指定)

第15条 現金の出納は、別に指定する金融機関を通して取り扱うものとする。

(決算)

- 第16条 事務局長は、出納に関する事務を完了したときは理事長の命を受け、速やかに決算を調整 し、証拠書類と合わせ会長に提出しなければならない。
 - 2 会長は、決算及び前項の書類を監事の監査に付さなければならない。

(剰余金の翌年度繰越)

第17条 各年度において、決算剰余金を生じたときは翌年度の歳入に繰り入れなければならない。 補 則

第18条 この規定に定めるもののほか必要な事項については、会長が別に定める。

付 則 この規定は、昭和55年4月1日施行。

専 決 事 項

副会長	理事長
 県内大会の開催ならびに主管に関すること。 協会名義貸与に関すること。 理事会に関すること。 国体卓球競技に関すること。 選手強化に関すること。 資金調達に関すること。 上部団体への役員派遣に関すること。 県外競技会への派遣に関すること。 	1. 常任理事会に関すること。 2. 専門委員会に関すること。 3. 事務局に関すること。 4. 役員等の旅行に関すること。 5. 競技用異に関すること。 6. 渉外に関すること。 7. 報道を関すること。 8. 役員養属に関すること。 9. 慶弔見舞に関すること。

一般社団法人滋賀県卓球協会事務局規程

(趣 旨)

第1条 この規定は、一般社団法人滋賀県卓球協会(以下「協会」)規約第19条第2項の規程に基づき 滋賀県卓球協会事務局(以下「事務局」)における事務処理に関して必要な事項を定めるもの とする。

(設置)

第2条 事務局は、別に定める。

(業務)

第3条 事務局は、滋賀県卓球協会の事務を処理する。

(職 員)

第4条 事務局に次の職員を置く。

(1)局長 1名 (2)次長 1名 (3)局員 若干名 事務局の職員は、滋賀県卓球協会長(以下「会長」)が委嘱する。

(職 務)

第5条 局長は、会長の命を受け、別表の事務を処理する。

次長は、局長を補佐し、局長に事故あるときは、その職務を代行する。

局員は、それぞれ上司の命を受け事務に従事する。

(事務の代決)

第6条 局長が不在のときは、次長がその事務を代決することができる。 (予算案の作成)

第7条 局長は、理事長の命を受け、予算案を作成しなければならない。 (補 則)

第8条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

付 則 この規定は、昭和55年4月1日施行。 平成 5年4月1日一部改定。

令和3年4月1日一部改正

別表

- 1. 現金の出納に関すること。
- 2. 文書の事務取扱いに関すること。
- 3. 公印の管守に関すること。
- 4. その他軽易な事項の処理に関すること。

組合せ委員会規程

(一社) 滋賀県卓球協会

第1章 総 則

第1条 一般社団法人滋賀県卓球協会(以下「協会」)規約第17条第1項および第2項の規程に 基づき組合せ委員会(以下「委員会」)を設け組織および運営に関し必要な事項を定める

第2章 目 的

第2条 委員会は、協会が主催する大会の組合せを公平に作成する。

第3章 組 織

第3条 委員会は、各種別ごとに該当する専門委員会が行うものとし、中体連・高体連からも関連 種目に加わるものとする。ただし、一般種別は普及強化委員会が担当する。また、組合せ 会議には原則としてその大会の審判長が立ち会うこととする。

第4章 活 動

- 第4条 委員会は、前条の目的達成のため、次の活動を行う。
 - (1) 各大会ごとにシード数およびシード選手の基準を、参加数・参加者から作成する。
 - (2) 組合せ方式の決定。リーグ戦方式か、トーナメント方式かの選択、あるいは特別な方式を採用するかの選択をする。
 - (3) 前項(1)、(2)に従い、組合せを作成する。
 - (4) 組合せ申し合わせ事項の研究・立案を定期的に行う。

第5章 組合せの基本原則

- 第5条 組合せを実施するにあたっては、基本原則を次の通り定める。
 - (1)シード基準は、別に定める組合せ申し合わせ事項に従う。
 - (2)チームの選手は、可能な限り均等に配置される。

第6章 非公開

第6条 組合せ実施にあたっては、原則として非公開とする。

第7章 結果の公表

第7条 組合せ結果チェックが完了した後、速やかに組合せ結果を公表する。ただし、本会事務局 及び組合せ会議委員は、参加者個人などの個別の問合わせなどに対して直接に組合せ結果 を公表しない。問合わせに対する回答は原則として協会があたるものとする。

付則 この規程は、令和2年4月1日施行 令和3年4月1日一部改正

役員の慶弔に関わる申し合わせ事項

(目的)

第1条 一般社団法人滋賀県卓球協会の慶弔に関わる申し合わせ事項を定める。

(範 囲)

- 第2条 本申し合わせ事項の適用範囲は次のとおりとする。
 - 1、本人および親族(配偶者、実父母等)
 - ①会 長 ②副会長 ③理事長 ④副理事長 ⑤常任理事
 - 2、本人のみ
 - ①名誉会長 ②顧 問 ③参 与 ④理 事・監 事

(慶 賀)

- 第3条 第2条に掲げる役員等が、卓球競技に関して、次のいずれかに該当した場合には下記の通り 慶賀を表する。その額については総務委員会でその都度判断する
 - 1、叙勲・褒賞(県体育協会以上)を受賞した場合 慶賀金または相当額の記念品
 - 2、勤続5年以上役職に就き、引退した場合 感謝状および記念品

(弔 慰)

- 第4条 第2条に掲げる役員等が、死亡した場合、次のとおり対応する。

 - 2、第2条第2項該当者 弔電打電

(見 舞)

- 第5条 第2条第1項に掲げる役員等が、次のいずれかに該当した場合には、下記のとおり見舞金等 を贈る。その額は、5000円相当とする。
 - 1、卓球の大会運営に関わって、2週間以上入院した場合
 - 2、上記1項以外で、1ヶ月以上入院した場合

(通知・連絡)

- 第6条 第2条に掲げる役員等に関わって、第4条、第5条の事象が生じた場合は直ちに本会事務局 に連絡する。事務局長は直ちに理事長に報告し、その指示に従い、速やかに連絡網によって 常任理事以上(必要に応じて理事)に連絡する。
- 付 則 本申し合わせ事項は平成20年4月13日施行

令和3年4月1日一部改正

顧問・参与の申し合わせ事項

- 第1条 規約第13条に規定されている顧問・参与の推戴のため、この規定を定める。
- 第2条 推戴の基準は次の通りとする。
 - (1) 顧問
 - ①正副会長を勤めた者
 - ②正副理事長を10年以上勤めた者
 - (2) 参与
 - ①正副理事長を10年以上勤めた者
 - ②理事・監事を10年以上勤めた者
 - ※ただし、上記基準に該当していても、理事会において参与に推載できない場合もある。
 - (3) 特別推戴
 - ①上記基準に該当しない場合でも、その功績顕著なるときは理事会において顧問・参与 に推戴することができる。
- 第3条 任期は次の通りとする。
 - (1) 顧問
 - ①会長の場合終身
 - ②副会長及び正副理事長の場合原則10年
 - ※原則10年については、理事会で決定する。
 - (2) 参与
 - ①原則10年
 - ※原則10年については、理事会で決定する。
- 第4条 推戴の手続きは次の通りとする。
 - (1)総務委員会で原案を作成する。
 - (2) 理事会で決定する。
- 第5条 この規定は2019年より施行する。
- 付 則 この規程は、平成31年4月15日施行